企業と労働者のリスクをカバー

みらいふ労災共済

労災上乗せ補償

＼掛金は全額損金／

非営利団体ならではの **安い掛金** と **充実した補償**

年間 共済掛金 ¥1,000～

従業員様へのできる限りの“手厚い補償”と、政府労災でカバーできない部分を準備する“企業防衛”の両面を実現するため労災上乗せ補償の必要性が高まっております。

くらべて納得！

【みらいふ労災共済のメリット】

1 労災保険とあわせて休業時の収入を100％補償
〈政府労災保険で1日あたり平均賃金の80％が支給されます〉

2 共済金は非課税 事業主も補償対象
※特別加入されている場合。

3 ＼請求漏れがなくて安心／ 労災・共済金の申請窓口を一本化
※共済協同組合みらいふは労働保険事務組合TSCと連携しており、TSCに労働保険事務をご委託いただいている場合、請求漏れがありません。

CACグループは「共済協同組合みらいふ」を設立して労災上乗せ補償をつくりました。

4 ＼建設業者も安心／ 経審加点下請時も補償
※特別に加入されている場合。

5 加入時の年齢制限なし

6 2口加入で死亡・障害補償が2倍

7 迅速なお支払い＜30日以内＞

【掛金と共済金支払い事例】

2口加入で補償も2倍！

※労働基準監督署長の支給決定を受けた業務上災害・通勤災害について補償されます。
※共済金は被災労働者の平均賃金を基礎としているため、収入に見合った額となります。
※年間の共済掛金は、労災保険料を算出する賃金総額を基に業種ごとの掛率をかけて計算します。

業務中階段で、つまづき転倒し頭部打撲、翌日死亡

業務上災害 死亡

事務系 従業員/5名 特別加入者/1名	基本補償（1口） Ⅰ型A	オススメ 倍額補償（2口） Ⅰ型A＋Ⅰ型B
年間共済掛金（6名分）	8,562円（月換算約714円）	13,051円（月換算約1,088円）
給付基礎日額	10,000円	10,000円
死亡共済金	6,000,000円	12,000,000円
死亡弔慰金	500,000円	1,000,000円
合計	6,500,000円	13,000,000円

※労働者年間賃金総額18,250,000円、特別加入者給付基礎日額10,000円とした場合。

誤って機械にはさまれ負傷後遺障害9級（休業147日）

業務上災害 障害

印刷業 従業員/5名 特別加入者/1名	基本補償（1口） Ⅰ型A	オススメ 倍額補償（2口） Ⅰ型A＋Ⅰ型B
年間共済掛金（6名分）	16,888円（月換算約1,407円）	28,257円（月換算約2,355円）
給付基礎日額	10,000円	10,000円
休業共済金	294,000円	294,000円
障害共済金	1,800,000円	3,600,000円
合計	2,094,000円	3,894,000円

※労働者年間賃金総額21,900,000円、特別加入者給付基礎日額10,000円とした場合。

【補償内容】

休業共済金 被災労働者が休業した場合に補償	休業時の収入を100％補償 政府労災から給付基礎日額の80%に不足する20%分をお支払いいたします。 ※複数事業労働者については、みらいふ労災共済に加入している事業所に関するものが支払い対象となります。 ※補償額はあらかじめ決められた定額ではありませんので被災者の収入に見合った補償となります。
障害共済金 被災労働者が障害の認定を受けた場合に補償	労災障害等級（第1級から第14級）に基づき補償 軽度の障害まで手厚く補償いたします。 ※2口加入で障害共済金が最高で2倍となります。
死亡共済金 被災労働者が死亡した場合に補償	死亡共済金に弔慰金を加えた額を補償 遺族の方に対して、給付基礎日額×型別日数+弔慰金50万円をお支払いいたします。 ※2口加入で死亡共済金が最高で2倍、弔慰金は100万円となります。

【各種特則（特約）】

下請事業担保特則	有期事業担保特則	海外危険担保特則
建設業の下請工事で発生した労災事故もカバー 下請工事で発生した労災事故により自社の従業員または下請労働者が政府労災の補償を受けた場合、お支払いの対象となります。 ※政府労災の補償を受けていない事故は対象外となります。 ※本特則を契約する場合、有期事業の一括及び建設事業の事務所等の事業について共済契約が締結されていなければなりません。	単独の有期事業にかかわる労災事故も補償対象	海外派遣の特別加入者の事故もカバー

【補償プラン（型）】

共済の型		A 休業・障害・死亡 を補償						B 障害・死亡 を補償					
		基本補償（1口）			オススメ 倍額補償（2口）			基本補償（1口）			オススメ 倍額補償（2口）		
		Ⅰ型A	Ⅱ型A	Ⅲ型A	Ⅰ型A Ⅰ型B	Ⅱ型A Ⅱ型B	Ⅲ型A Ⅲ型B	Ⅰ型B	Ⅱ型B	Ⅲ型B	Ⅰ型B Ⅰ型B	Ⅱ型B Ⅱ型B	Ⅲ型B Ⅲ型B
休業補償金		給付基礎日額の 2/10 ×休業日数						なし					
障害補償金	1 級	600日	800日	1000日	1200日	1600日	2000日	600日	800日	1000日	1200日	1600日	2000日
	2 級	600日	800日	1000日	1200日	1600日	2000日	600日	800日	1000日	1200日	1600日	2000日
	3 級	600日	800日	1000日	1200日	1600日	2000日	600日	800日	1000日	1200日	1600日	2000日
	4 級	480日	640日	800日	960日	1280日	1600日	480日	640日	800日	960日	1280日	1600日
	5 級	420日	560日	700日	840日	1120日	1400日	420日	560日	700日	840日	1120日	1400日
	6 級	360日	480日	600日	720日	960日	1200日	360日	480日	600日	720日	960日	1200日
	7 級	300日	400日	500日	600日	800日	1000日	300日	400日	500日	600日	800日	1000日
	8 級	240日	320日	400日	480日	640日	800日	240日	320日	400日	480日	640日	800日
	9 級	180日	240日	300日	360日	480日	600日	180日	240日	300日	360日	480日	600日
	10 級	120日	160日	200日	240日	320日	400日	120日	160日	200日	240日	320日	400日
	11 級	60日	80日	100日	120日	160日	200日	60日	80日	100日	120日	160日	200日
	12 級	30日	40日	50日	60日	80日	100日	30日	40日	50日	60日	80日	100日
	13 級	18日	24日	30日	36日	48日	60日	18日	24日	30日	36日	48日	60日
	14 級	12日	16日	20日	24日	32日	40日	12日	16日	20日	24日	32日	40日
死亡補償金		600日	800日	1000日	1200日	1600日	2000日	600日	800日	1000日	1200日	1600日	2000日
死亡弔慰金		50 万円			100 万円			50 万円			100 万円		

保険金をお支払いできない主な理由／①共済契約者又はその事業場の責任者の故意または重大な過失　②地震、噴火、津波　③戦争、外国の武力行使、内乱その他これらに類似の事変又は暴動　④核燃料物質（使用済み燃料を含みます）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他有害な特性又はこれらの特性による事故　⑤風土病、職業性疾病による労働災害等一部除外となる労働災害　⑥被災者の故意、重大な過失、故意の犯罪による被災者自身の労働災害　⑦伝染病を原因とする労働災害

共済協同組合みらいふ
〒163-0214 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル14階

「共済協同組合みらいふ」は中小企業様の相互扶助のためにCACグループが設立した非営利の組合です。

お問い合わせ・お申込みはこちらから
0120-1965-22
FAX 0120-1965-88
平日9:00～18:00（土・日・祝日除く）

〈共済代理店〉
株式会社シーエーシー
TSC